

入院時食事療養負担額

入院中の食事代については、下表の自己負担（標準負担額）が必要です。

70 歳未満の者(後期高齢者 医療を受ける者を除く)	高齢受給者 後期高齢者	1 食につき
上位所得者「ア」「イ」 「ウ」「エ」	現役並・一般	550 円
住民税非課税「オ」	低所得者(Ⅱ)	270 円 (入院 90 日超) 220 円
	低所得者(Ⅰ)	130 円

石坂脳神経外科 院長